

R4シリーズ 改版 & 機能アップ情報

掲載日： 2016/08/01

製品	相続税R4	バージョン	16.10
件名	平成28年相続税改正対応版 (Ver.16.10) リリースのご案内	発売予定	2016/09月上旬
		公開日	2016/09/06

平成28年1月1日以降に発生した相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価および相続税の申告に対応したプログラムです。

詳細は、バージョンアップ後の「今回の変更点」にてご確認ください。

プログラム提供開始日 (予定)

ダウンロード公開日 ※Eiボードダウンロードマネージャ、マイページ	2016年9月 6日(火)
オプション CD保守契約の場合 発送開始日	2016年9月16日(金)
バージョンアップ対象	Ver.15.10以降

※16.10へバージョンアップの際にライセンス認証が必要です。

改正の主な内容

1. 相続税

■ 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) の導入に伴うマイナンバー (個人番号) の記載について

マイナンバー制度の導入により、平成28年1月1日以降に相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続税の申告書を提出する場合は、申告書にマイナンバーを記載する必要があります。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認 (番号確認及び身元確認) を行うため、申告書に記載された各 相続人等の本人確認書類の写しを添付する必要があります (各相続人等のうち税務署の窓口で申告書を提出する方は、ご自身の本人 確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。)

■ マイナンバー (個人番号) 記載対象書類の見直しについて

平成28年度税制改正による「マイナンバー記載の対象書類の見直し」の「施行日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改め て求めない」との記載に基づき、国税庁では、法施行日 (平成29年1月1日) 前

においても、マイナンバーの記載を要しないこととされた書 類については、マイナンバーの記載がなくとも改めて記載を求めることなく収受することとされています。

また、法施行日前から個人番号欄のない様式を使用することとされています。

※この見直しに伴い、「相続税延納申請書」の「番号」 (個人番号、法人番号) 欄が「法人番号」欄に変更されました。

■ 相続税の申告書等様式変更

平成28年分用の様式に変更された申告書等は、次のとおりです。

- ・ 欄外右側が (平成28年分以降用) に変更されました (「第8の2表の付表3」を除く)。
- ・ 「第4表の付表」が削除され、「第4表の2」が新設されました。

表番号	表名
第1表、第1表 (続)	相続税の申告書
第1表の付表1	納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)
第4表	相続税額の加算金額の計算書

第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
第8の2表の付表3	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書（平成27年分以降用）
第1表、第1表（続）	相続税の修正申告書
相続税延納申請書	

《参考》国税庁のホームページ

◆相続税の申告書等の様式一覧（平成28年分以降用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h28.htm>

◆相続税の申告のしかた（平成28年分用）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/shikata-sozoku2016/index.htm>

■相続税延納申請書 利子税の割合「特例割合」の変更

特例割合が平成28年1月1日から変更になりました。

2. 財産評価

■取引相場のない株式等の評価（純資産価額方式における法人税額等相当額）

平成28年度税制改正において、法人税率の改正が行われたことに伴い、純資産価額方式における「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定に用いる「法人税率等の合計割合」が38%から37%に改正されました。

改正に伴い、取引相場のない株式（出資）の評価明細書 第5表、第8表の「評価差額に対する法人税額等相当額」欄が変更になりました。

相続、遺贈または贈与による財産の取得	法人税率等の合計割合
平成28年3月31日以前	38%
平成28年4月1日以降	37%

■取引相場のない株式（出資）の評価明細書 第1表～第8表

帳票の欄外右側が（平成28年4月1日以降用）に変更されました。

システムの主な変更点

1. 税制改正関係の対応内容

■案件基本情報登録 被相続人の個人番号表示欄の追加（相続税）

相続税の申告書 第1表に被相続人の個人番号の記載欄が追加されたことに伴い、[案件基本情報登録]の「被相続人情報」に「個人番号」の表示を追加して、[共通基本情報]で入力された個人番号をマスク表示します。

■相続税の申告書 変更帳票の対応

平成28年分以降用の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

第1表、第1表（続）	第1表の付表1	第4表	第4表の2
第8の2表の付表3	第1表、第1表（続）修正申告書		相続税延納申請書

■取引相場のない株式(出資)の評価明細書（財産評価）

第5表、第8表「評価差額に対する法人税額等相当額」の法人税率等の合計割合（率）を、課税時期で切り替えて表示します。

・第1表 課税時期 平成28年3月31日以前：38%

・第1表 課税時期 平成28年4月1日以後：37%

※第1表～第8表を（平成28年4月1日以降用）の様式で印刷します。

2. 機能改善関係の対応内容

■未分割財産の計算方法「穴埋め方式」の対応（相続税）

相続財産が未分割である場合の課税価格の計算方法について、当システムで対応している「積上げ方式」に加え、「穴埋め方式」にも対応します。

● 処理初期値設定 / 案件基本情報 計算方法の追加

[処理初期値設定]、[案件基本情報] の [処理設定] タブに、「未分割財産がある場合の計算方法」の選択を追加します。

計算方法	
分割財産を考慮する（穴埋め方式） （初期値）	分割財産、生前贈与財産および未分割財産の合計額が法定相続分（相続人情報登録の未分割割合）になるように、未分割財産をあん分し、課税価格を算出します。
分割財産を考慮しない（積上げ方式）	未分割財産を法定相続分（相続人情報の「未分割割合」）であん分して、課税価格を算出します。 ※従来の計算方法です。旧バージョンデータ読込や相続・贈与税顧問からコンバートしたデータの場合は、「積上げ方式」が設定されず。必要に応じて見直してください。
超過特別受益者がいる場合の計算方法（穴埋め方式の計算方法）	
具体的相続分基準（取得価額） （初期値）	超過特別受益者以外の相続人が、超過特別受益額を各人の取得価額の割合であん分して負担する計算方法です。
本来的相続分基準（相続割合）	超過特別受益者以外の相続人が、超過特別受益額をその本来的相続分に応じ、法定相続割合（相続人情報の「未分割割合」）であん分して負担する計算方法です。

● 第11表 未分割財産の計算タブの追加

第11表の従来の画面を [第11表合計表・第15表細目別財産] タブに変更して、[未分割財産の計算] タブを追加します。

■ 取引相場のない株式の評価 株式数の小数点以下の非表示の対応（財産評価）

取引相場のない株式の評価の [概要] タブに、「株式数の小数点以下：入力する / 入力しない」を選択できるように対応します。

「入力しない」を選択した場合は、第1表 [概要] タブ、[株主及び評価方式の判定] タブの株式数は、小数点以下が表示されなくなります。

■ 第11表 現金、預貯金の細目小計の出力対応（相続税）

第11表で、現金預貯金等の「細目」は、記載を省略できるため、小計を印刷していませんでしたが、細目に「現金」、「預貯金」など入力されていた場合は、選択により文字列の異なるごとに小計を印刷するように対応します。

■ 種類別財産一覧表 財産合計、債務等合計の印刷対応

次の管理帳票の印刷で、「財産合計」と「債務等合計」の行に分けて印刷するように変更します。

- ・ 連動財産一覧表
- ・ 種類別財産一覧表（相続税）
- ・ 取得者別財産一覧表

コンバート

R4コンバーター	コンバート先 （相続税R4）	コンバート元 （旧製品）
Ver.3.50 2016/8/31（水）公開	Ver.16.1	相続・贈与税顧問：Ver.H28.10 財産評価顧問：Ver.H28.10
	Ver.15.3	相続・贈与税顧問：Ver.H27.10、H27.20、H27.21、H27.30 財産評価顧問：Ver.H27.10
	Ver.14.3	相続・贈与税顧問：Ver.H26.10、H26.20、H26.30 財産評価顧問：Ver.H26.10
	Ver.13.1	相続・贈与税顧問：Ver.H25.10、H25.20 財産評価顧問：Ver.H25.10、H25.11

- ※Eiボードダウンロードマネージャー／お役立ちToolsで公開されます。
- ※コンバートを行う環境には、上記バージョンの旧製品プログラムがセットアップされている必要があります。
- ※旧製品の平成27年版データを相続税R4 平成28年版へ直接コンバートすることはできません。

■旧製品の相続案件の中の贈与案件は、コンバートの前に1件ずつ選択してください。

相続・贈与税顧問の上記バージョンで、旧バージョンデータ読込にて案件を取り込んだ後に一度も起動していない贈与案件が存在していると、その案件全体がコンバートできません。（「異常終了」となります。）
コンバートする案件は、[贈与税] → [案件選択・作成] で「申告年：すべて」を選択してから、すべての贈与案件について [選択] → [閉じる] を実行してください。

※相続・贈与税顧問の贈与税案件は、すべて「過去申告参照用」として相続税R4にコンバートされます。

その他

■旧バージョンデータ読込処理の実行

平成27年版（Ver.15）で作成した平成28年用のデータを、平成28年版（Ver.16.1）で継続使用する場合は、旧バージョンデータ読込を実行します。

- ・ [保守] タブ → [旧バージョンデータ読込]
- ・ [ファイル] → [旧バージョンデータ読込]

※旧バージョンデータ読込を実行しても、平成27年版のデータはそのまま残ります。